

(証券コード189A)
2026年8月10日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号
株 式 会 社 D & M カ ン パ ニ ー
代表取締役社長 松 下 明 義

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.dmcompany.co.jp/>)

上記当社ウェブサイトアクセスして、「IR 情報」「IR ライブラリ・株主総会関連資料」の順
に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名「D&Mカンパニー」又は証券コー
ド「189A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧くだ
さい。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙
に賛否をご表示いただき、2026年8月27日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご送
付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月28日（金曜日）午前10時00分（開場 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号 5階
ハービスPLAZA貸会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第11期（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第111期の期末配当につきましては、当期の業績及び事業展開等を勘案し、以下のとおり
といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
配当総額は46,340,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締
役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
1	まつした あきよし 松 下 明 義 (1967年4月29日)	1991年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀 行）入行 2002年6月 UNIDO（国連工業開発機関）入職 2003年4月 シティバンクNA入行 アシスタントバイ スプレジデント 2005年2月 株式会社フレームワークス入社 経営企画 部長 2005年6月 株式会社パソナ入社 株式会社パソナフォーチュン（現株式会社 パソナJOB HUB） 常務取締役 2007年12月 同社 代表取締役 2015年7月 UBS銀行入行 ディレクター 2015年11月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2025年4月 株式会社D&Mキャリア取締役	105,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
2	ふじい みきまさ 藤 井 幹 正 (1948年8月5日)	1967年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1993年 4 月 同行 富田林支店長 1999年11月 同行 個人業務本部ファミリーバンキング営業部付部長 2001年 4 月 同行 コンシューマー営業部 上席推進役 2003年 1 月 エクセランド証券株式会社入社 大阪営業所長 2006年 1 月 グレタアセット株式会社 代表取締役 2007年 1 月 グレタランド株式会社 代表取締役 2010年 3 月 エヌエスパートナーズ株式会社 代表取締役 2015年12月 当社 顧問 2019年 5 月 当社 取締役 2020年 8 月 当社 専務取締役（現任） 2020年12月 株式会社D＆Mパートナーズ 代表取締役（現任） 2021年 8 月 株式会社D＆Mキャリア 取締役（現任）	34,800株
3	みなみうら よしたか 南 浦 佳 孝 (1976年4月14日)	1999年 4 月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 2023年 3 月 当社 入社 管理部担当部長 2023年 6 月 当社 取締役（現任） 株式会社D＆Mキャリア 取締役 株式会社D＆Mパートナーズ 取締役（現任） 2025年 4 月 株式会社D＆Mキャリア 代表取締役（現任）	9,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
4	きぬがわ たけあき 衣 川 雄 明 (1967年1月31日)	1990年 4 月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2021年 4 月 りそなビジネスサービス株式会社 入社 2023年 3 月 当社 入社 2025年 3 月 当社 営業本部 審査部長 2025年 4 月 株式会社D＆Mパートナーズ 取締役（現任） 2025年 8 月 当社 取締役（現任） 2025年12月 株式会社D＆Mキャリア 取締役（現任）	500株
5	まつよし さぶろう 松 吉 三 郎 (1944年1月9日)	1967年 4 月 積水ハウス株式会社 入社 1989年 2 月 同社 取締役関西営業本部長 1994年 2 月 同社 常務取締役関西営業本部長 2004年 2 月 積和不動産関西株式会社 代表取締役社長 2018年 4 月 同社 最高顧問 2019年 5 月 株式会社トキ 代表取締役（現任） 2019年 8 月 当社 常勤監査役 2019年12月 当社 社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松吉三郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は松吉三郎氏を東京証券取引所が定める独立役員として、指定し、同取引所に届け出ております。
3. 松吉三郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年8か月です。
4. 松吉三郎氏は、上場企業及び同子会社の役員を歴任し、高い見識を有していることから、社外取締役としての大所高所の意見をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、松吉三郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において松吉三郎氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年8月23日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、又は、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する、又は、報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数(2026年5月31日時点)に占める割合は0.43%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策等の影響や地政学リスク、物価上昇等により、企業収益の改善に一部足踏みがみられたものの、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の不確実性や物価・金利動向の影響には引き続き留意が必要な状況にあります。

当社グループのビジネスモデルは、医療・介護事業者を主要なターゲットとしております。現在、医療業界は経営面と人材確保の課題に直面しております。経営面では厚生労働省による通常2年ごとの診療・介護報酬の改定に基づいた、いわば公定価格による運営が行われ、2026年度診療報酬改定においては、物価や賃金上昇、人手不足等の環境変化への対応を重点課題とする基本方針が示されており、医療機関の収益改善に一定のプラス要因となることが期待されるものの、抜本的な経営環境の改善にはなお至っておりません。特に赤字を抱える法人においては、診療報酬改定のみでは収支構造の改善が十分とはいえず、キャッシュ・フローの改善や経営戦略の見直し、財務基盤の強化といった主体的な経営改善の取組みが一層求められており、その過程において当社グループの診療・介護報酬債権等買取サービスやコンサルティングサービスが果たす役割は一段と高まっていると認識しております。同様に、人材の確保も大きな課題であり、専門知識を持つ人材の紹介やM&Aへの需要が引き続き高まると考えております。

このような状況のもと、当社グループは、医療・介護・福祉に携わる方々の経営サポートを行うため、ファクタリングをはじめとする資金支援（F&Iサービス）、コンサルティング（C&B r サービス）、人材支援（HR&OSサービス）をワンストップで提供してまいりました。

当連結会計年度においては、F&Iサービスにおいて投資資産残高が増加に転じたことに加え、C&B r サービスにおける資金調達支援・コンサルティングサービス、HR&OSサービスにおける外国人材紹介及びアウトソーシングサービスが堅調に推移したことにより、売上高は1,624,119千円（前期比8.1%増）となりました。

利益面では、人材関連費用、管理体制強化のための業務委託費等、今後の成長基盤構築に向けた費用を計上したことにより、営業利益は272,349千円（前期比9.1%減）となりました。一方で、保険解約返戻金の計上等もあり、経常利益は310,687千円（前期比3.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は221,889千円（前期比0.5%増）となり、増収とともに

経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の増益を確保いたしました。

当社グループは、医療機関等に対する経営サポート事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスは①F & I（ファイナンス&インベストメント）、②C & B r（コンサルティング&ビジネスリノベーション）、③H R & O S（人材&アウトソーシング）の3つのサービスであり、複合的に医療機関等に提供することにより医療・介護・福祉事業者の再生・成長・発展（Development by Investment and Consulting）を推進すべく事業展開しております。当連結会計年度におけるそれぞれのサービスの区分別の経営成績は次のとおりであります。

① F & I サービス

当サービスには、診療報酬債権等譲渡に基づく資金支援やリース等が含まれます。ファクタリングにおける取組案件の見直しが前期で概ね完了し、当連結会計年度においては投資資産残高が増加に転じるなど、収益基盤の再拡大に向けた取組みが進展いたしました。

一方で、前期は解約案件が多かったことから解約に伴う手数料収入が相対的に高水準であったため、その反動により、当連結会計年度の売上高は747,772千円（前期比0.6%減）、売上総利益は480,969千円（前期比7.2%減）となりました。なお、4月には介護・障がい福祉事業施設用地を取得し、一般定期借地契約による不動産活用型支援を開始しました。

② C & B r サービス

当サービスには、経営診断、コスト削減コンサルティング等が含まれます。大型医療機器等の物販売上計上に加え、医療・介護事業者の資金需要や経営改善ニーズを背景とした資金調達支援・コンサルティングサービスが堅調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は480,490千円（前期比21.0%増）、売上総利益は218,370千円（前期比33.7%増）となりました。

③ H R & O S サービス

当サービスには、人材紹介や人材派遣及び外国人就労支援、アウトソーシングサービス等が含まれます。特定技能を中心とした外国人材紹介、経営人材、経理・労務管理業務人材の紹介に注力したほか、前年第2四半期より開始した調剤薬局業務オペレーションのアウトソーシングサービスの増収寄与もあり、当連結会計年度の売上高は395,857千円（前期比12.2%増）、売上総利益は174,315千円（前期比6.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は219,321千円であり、その主なものは、不動産活用型支援を開始するために取得した介護・障がい福祉事業施設用地213,668千円です。

(3) 資金調達の状況

当社は2025年11月28日付けで、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債195,000千円、第6回新株予約権255千円、第7回新株予約権4千円を発行し、総額195,259千円の資金を調達いたしました。

当社グループが行う経営指導は、現在の金融システムでは対応しづらい取引先への資金提供と併せて実行するため、機動的でコストにも配慮した資金調達を多様な手法で行う必要があります。当連結会計年度においては、金融機関からの借入による資金調達を実施しており、当連結会計年度末の状況は1.(10)主要な借入先に記載のとおりです。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要取引対象先である医療・介護事業者の抜本的な構造改革や制度変更への対応が喫緊の課題となっております。そのため、当社グループと取引先において、守り・攻めの両面で一層踏み込んだ関係強化の必要性が高まり、新規取引先の開拓や付帯サービスを拡大する好機であると考えております。

そこで、当社グループといたしましては、既存及び潜在的取引先の持続的成長に貢献しつつ、当社グループのさらなる事業拡大を推進すべく、特に次の点を重要課題として取り組んでおります。

①「会社全体」

- ・取引先を含む地域医療・介護・福祉のSDGsを意識した取り組みと寄付等を通じた社会への還元

取引先支援を通じて取引先が属する地域の医療・介護・福祉のSDGsを意識し、地域関係施設・機関との連携強化を図り、社会インフラとしての地域医療・介護の安定的発展に積極的に貢献し、また寄付等の活動を通じ、広く医療・介護の安定的発展に寄与してまいります。

- ・人材の確保と育成

当社グループは、各分野で経験を積んだ役職員が役割分担と補完体制を充実させ、安定的な事業運営を行っております。併せて、今後の事業拡大及び提供するサービスの多様化

に対応するため、経験豊富な人材の確保と多役化を一層進めてまいります。

②「F & I サービス」

・資金調達手段の多様化

当社グループが行う経営指導は、現在の金融システムでは対応しづらい取引先への資金提供と併せて実行するため、機動的でコストにも配慮した資金調達を多様な手法で行う必要があります。そのため、事業展開のうえで金融市場環境の影響を受ける場合があります。これに対応するため、2024年6月の当社株式の上場による市場からの直接金融による資金調達を行ったほか、取引金融機関の拡大に加え、調達手法の多様化を図り、ソーシャルレンディングを含むファンドの組成等も積極的に進めてまいります。

③「C & B r サービス」

・提供サービスの多様化

医療関連業界は、DX対応や業務のIT化が極めて遅れている状況であり、社会保障費の削減や医療サービスのリモート化、医療の地域連携体制化は喫緊の課題です。そのため、当社グループではハンズオン形態を含む経営指導に加え、コスト削減やリース、仕入先の見直し、事業のDX対応等、当社グループの取引先と幅広く連携し、ニーズに合わせた「きめ細やか」かつ「多様」なサービスを提供してまいります。また、経営環境の悪化により、特に中小規模の医療機関を中心に単独での再建が困難となりM&Aによる存続を目指すケースが増加することが見込まれ、M&A支援サービスを推進してまいります。

④「H R & O S サービス」

・アライアンスによる新たな事業の仕組みづくり

環境問題の深刻化や構造的な人材不足、後継者問題、高齢化の急速な進展等、現在の日本経済が抱えている問題は、医療・介護事業者にも多大な影響が及んでおります。この状況下、当社グループは事業規模の拡大に併せ、医療・介護・福祉の観点から社会の問題解決に対処するため、外国人就労支援事業やアウトソーシングサービスの受託推進を図るべく、業種を超えたアライアンスに積極的に取り組み、新たな人材サービスの仕組みづくりを推進し、事業の持続的な発展を図ります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 自2022年6月1日 至2023年5月31日	第9期 自2023年6月1日 至2024年5月31日	第10期 自2024年6月1日 至2025年5月31日	第11期 (当連結会計年度) 自2025年6月1日 至2026年5月31日
売上高	1,111,038 千円	1,189,515 千円	1,502,672 千円	1,624,119 千円
経常利益	250,287 千円	274,485 千円	300,205 千円	310,687 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	171,666 千円	177,372 千円	220,739 千円	221,889 千円
1株当たり当期純利益	111.91 円	115.63 円	98.85 円	97.18 円
総資産	8,096,201 千円	8,792,346 千円	9,281,227 千円	10,624,227 千円
純資産	1,101,885 千円	1,271,588 千円	2,120,418 千円	2,348,953 千円
1株当たり純資産額	718.31 円	828.94 円	934.93 円	1,011.61 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 当社は2023年10月14日付けで普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 自2022年6月1日 至2023年5月31日	第9期 自2023年6月1日 至2024年5月31日	第10期 自2024年6月1日 至2025年5月31日	第11期 (当事業年度) 自2025年6月1日 至2026年5月31日
売上高	700,335 千円	829,500 千円	1,158,533 千円	1,281,786 千円
経常利益	217,869 千円	236,907 千円	266,432 千円	251,987 千円
当期純利益	140,013 千円	153,479 千円	195,384 千円	180,162 千円
1株当たり当期純利益	91.27 円	100.05 円	87.50 円	78.91 円
総資産	7,947,397 千円	8,663,047 千円	9,146,047 千円	10,562,134 千円
純資産	1,116,583 千円	1,262,393 千円	2,085,868 千円	2,272,676 千円
1株当たり純資産額	727.89 円	822.94 円	919.70 円	978.69 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 当社は2023年10月14日付けで普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社D & Mパートナーズ	45,500	100.0	リース業及び医療機器の販売
株式会社D & Mキャリア	42,550	100.0	職業紹介・労働者派遣事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機関等に対する経営サポート事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスは、①F & I（ファイナンス&インベストメント）、②C & B r（コンサルティング&ビジネスリノベーション）、③H R & O S（人材&アウトソーシング）の3つのサービスであり、複合的に医療機関等に提供することにより事業展開しております。

①F & I サービス

診療報酬債権等譲渡に基づく資金支援やリース等。

②C & B r サービス

経営診断、コスト削減コンサルティング等。

③H R & O S サービス

人材紹介や人材派遣及び外国人就労支援、アウトソーシングサービス等。

(8) 主要な営業所（2026年5月31日現在）

名称	所在地
本 社	大阪市北区梅田
東 京 支 店	東京都千代田区霞が関

(9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71名	1名増	45.6歳	1.9年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,196,196 千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,968,924
株 式 会 社 北 國 銀 行	930,974

(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,317,000株
(3) 株主数 1,227名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社 Y S Y	800,000	34.5
松井 信博	121,200	5.2
松下 明義	105,700	4.6
上田八木短資株式会社	100,000	4.3
イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合	83,500	3.6
松井 太	80,000	3.5
株式会社くすりの窓口	73,300	3.2
大阪商工信用金庫	62,000	2.7
ナカザワホールディングス株式会社	50,000	2.2
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	41,600	1.8

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
2. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

- (5) 事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
第4回 (―円) (750円)	2025年8月9日 ～2033年8月8日	3個	普通株式 6,000株	取締役1名

- (注) 1. 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。
2. 当社は、2023年10月14日付けで1株を2,000株とする株式分割を行っているため、上記目的となる株式の数及び行使価額は、当該株式分割後の目的となる株式の数及び行使価額を記載しております。
3. 第4回新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- 第4回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「第4回新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員等の地位にあることを要するものとする。
- 第4回新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価等として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 当社は2025年7月14日及び2025年7月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の役員及び従業員に対する第5回新株予約権の発行及び割当を決議しました。その内容は次のとおりであります。

第5回新株予約権

新株予約権の数	1,015個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 101,500株
新株予約権の発行価額（円）	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使価額（円）	1株当たり 982円

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の割当日	2025年7月30日
新株予約権の払込期日	2025年7月30日
新株予約権の割当対象者	当社取締役 3名 当社従業員 25名 当社子会社従業員 19名
新株予約権の行使期間	2028年9月1日から2032年7月30日
新株予約権の行使の条件	※

- ※ 1.本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年5月期又は2028年5月期のいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された連結経常利益が400百万円、又は連結売上高が2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。
- 2.本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職（当社又は当社関係会社における定年後の再雇用契約の期間満了による退職を含む。）、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3.本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 4.本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5.各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 2025年11月12日付で発行を決議した当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行総額195,000,000円）に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

払込期日	2025年11月28日
新株予約権の総数	30個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：金6,500,000円（額面100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しません。
当該発行による潜在株式数	150,000株
転換価額	1,300円
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
利率及び償還期日	利率：本社債には利息は付しません。 償還期日：2027年11月27日

- (注) 1. 転換価額は1,300円の固定であり、継続的な価額条項は付されておられません。
2. 転換により保有株式数が発行済株式総数の10%を超える部分については転換できない旨の条件が付されております。
3. 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
4. 上記新株予約権については、2026年4月30日をもって新株予約権5個が株式に転換されており、その結果、資本金が16,250,000円、資本準備金が16,250,000円それぞれ増加しております。

- ③ 2025年11月12日付で発行を決議し、2025年11月28日に払込みが完了した第6回新株予約権及び第7回新株予約権の内容は、次のとおりであります。

割当日	2025年11月28日
新株予約権の総数	第6回新株予約権1,500個 第7回新株予約権2,000個
発行価額	第6回新株予約権1個当たり170円 第7回新株予約権1個当たり2円
当該発行による潜在株式数	第6回新株予約権150,000株 第7回新株予約権200,000株

割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
行使期間	2025年11月28日から2027年11月27日まで

- (注) 1. 各新株予約権の行使価額は、割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降、当社取締役会の決議により修正することができます。ただし、修正後の行使価額は1,300円を下回らないものとされておりま。
2. 新株予約権の行使により新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る行使はできないものとされておりま。
3. 当社は、割当日から6か月を経過した日以降、取締役会決議により残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
4. 各新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
5. 当社と割当先との間の契約において、当社が行使を許可した場合に限り新株予約権を行使できる旨の行使許可条項が定められておりま。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松 下 明 義	代表取締役社長	
藤 井 幹 正	専務取締役（営業・特命担当）	株式会社D＆Mパートナーズ代表取締役 株式会社D＆Mキャリア取締役
南 浦 佳 孝	取締役（管理・経営企画担当）	株式会社D＆Mパートナーズ取締役 株式会社D＆Mキャリア代表取締役
衣 川 雄 明	取締役（営業・審査担当）	株式会社D＆Mパートナーズ取締役 株式会社D＆Mキャリア取締役
松 吉 三 郎	取締役	株式会社トキ 代表取締役
喜 田 仁 志	常勤監査役	株式会社D＆Mパートナーズ監査役 株式会社D＆Mキャリア監査役
田 川 裕 一	監査役	田川公認会計士事務所 代表 天神橋税理士法人 代表パートナー
寺 田 明日香	監査役	N＆T法律事務所 共同代表

- (注) 1. 取締役松吉三郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役喜田仁志氏、田川裕一氏及び寺田明日香氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田川裕一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
4. 取締役衣川雄明氏は、2025年8月26日開催の第10期定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の報酬について、株主総会決議により、報酬総額の限度額を決定しております。取締役の報酬総額は、2023年8月23日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議しており、当該決議時の取締役は5名（うち社外取締役1名）です。監査役の報酬総額は、2019年5月17日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しており、当該決議時の監査役は1名（うち社外監査役1名）です。

当社は、各取締役の報酬額について、取締役の業務に対する意欲を高め企業価値の持続的向上を図ることを目的に、事業計画の達成だけでなく、中長期的な目線での当社への貢献も考慮し、各取締役の報酬等を決定できるよう役員報酬に関する内規を取締役会で定めております。内規の内容は以下のとおりです。

基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されます。業績連動報酬部分については、当社の税引前当期純利益をその前連結会計年度の実績と比較した場合の成長率を指標とするほか、各取締役が管掌する部署の実績、部下の育成への貢献度及び取締役会での有益な発言等での貢献度を加味して決定しております。

役員賞与についても業績連動報酬を導入しており、当社の税引前当期純利益が当社事業計画及びその前連結会計年度の実績と比較した場合の割合を指標とするほか、各取締役が管掌する部署の実績、部下の育成への貢献度及び取締役会での有益な発言等での貢献度を加味して決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は業務執行から独立した立場であり、経営への監査監督機能を重視することから、業績連動報酬は適用せず、固定報酬を支給しております。また、当社には役員退職慰労金制度はありません。

これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名、監査役3名であります。

なお、取締役の個人別の報酬及び役員賞与の額の決定は、上記株主総会で決議された総額の枠内で代表取締役社長松下明義に一任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を客観的に行うのに最も適していると判断したためであります。各取締役の個人別報酬額については役員報酬に関する内規を踏まえ、それぞれの担当責任分野、各人の業績等により決定しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	98,497 (4,800)	86,497 (4,800)	12,000 (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,850 (14,850)	14,850 (14,850)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 取締役の業務に対する意欲を高め企業価値の持続的向上を図ることを目的に、取締役の業績連動報酬等の額の算定の基礎として、連結の税引前当期純利益を選定しており、2026年5月期実績は310,687千円(対前期比3.5%増)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松吉三郎氏は、株式会社トキの代表取締役であります。当社との間には特別な関係及び取引はありません。

監査役田川裕一氏は、田川公認会計士事務所の代表であり、天神橋税理士法人の代表パートナーであります。当社との間には特別な関係及び取引はありません。

監査役寺田明日香氏は、N & T法律事務所の共同代表であります。当社との間には特別な関係及び取引はありません。

② 当事業年度における社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

	氏名	出席及び発言状況
社外取締役	松 吉 三 郎	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。 取締役会において、長年にわたる事業会社の役員の経験から、意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	喜 田 仁 志	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回全てに出席いたしました。 社内事情に精通しており重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取を行うとともに、取締役会や監査役会で共有することを通じて、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田 川 裕 一	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回全てに出席いたしました。 取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	寺 田 明日香	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回全てに出席いたしました。 取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の過年度の実績を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の責任限定契約の内容及び概要

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するため、内部統制システムの基本方針を定め、運用しております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。

(b) 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。

(c) 監査担当者等は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取り締役及び監査役に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

(b) 取締役及び監査役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

(b) 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、経営企画部担当役員を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。

(c) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。

(b) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

(c) 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、各部門に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有並びに協議を行う。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門長を「関係会社管理規程」において、当社の営業部門に関連する内容を業とする関係会社は営業本部長が、当社の管理部門に関連する内容を業とする関係会社は管理部長と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、それぞれの本部長、部長は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、各社の議事等を通じて、当社及び当社の子会社全体の業務の適正な遂行を確保できるようにする。

- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社及び当社の子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践していくため、「企業倫理行動規範」を当社のみならず当社の子会社においても適用し、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - ii 監査担当者等は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。
- f 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得たうえでなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
 - (b) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならない。
 - (c) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- g 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備する。
 - (b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供する。
 - (c) 監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。
 - (d) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (b) 内部監査の監査担当者等は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a 法令等遵守（コンプライアンス）体制

当社は「コンプライアンス規程」を定め、これに従い設置された経営企画部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、適宜コンプライアンスに関する協議・報告を行っております。また、法令等の改正に伴い社内規程の改定が必要かどうかを定期的に確認しております。また、インサイダー取引防止等の法令に関する研修を、全ての役職員に対し実施しております。

b 情報の保存・管理体制

取締役会等の主要会議の議事録、決裁書類、契約書類、会計書類その他の業務執行に関する重要な文書について、文書管理規程等に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存・管理しております。また、取締役会議事録及び付議資料等について、取締役及び監査役が必要に応じて随時閲覧できるようにしております。

c 損失危険（リスク）管理体制

当社は「リスク管理規程」を定め、経営企画部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、毎回リスクに関する審議・報告を行い、リスクの評価と対応策の検討等を行っております。また、現場レベルで起こったリスク案件についても同委員会に報告を行い対応するようにしております。

d 効率性確保体制

取締役及び従業員の職務権限を明確にし、権限委譲を適切に図り、取締役の職務の効率性を確保するとともに、取締役会が策定した予算及び中期経営計画に基づき業務運営を行い、全社的な業務の効率化を図っております。また、取締役会付議資料の事前配付、弁護士等専門家に必要に応じ相談する等、取締役の意思決定が適正かつ適切に行われるよう努めております。

e 内部監査の実施

内部監査担当者は、社内規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス、リスク管理等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当者、監査役会及び監査法人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、三者間で連携を図ることにより、三様監査の実効性を高めております。

f 監査役会の監査

監査役会は、監査計画に基づき、内部監査担当者及び監査法人との連携を図り、内部統制システムの構築・運用状況及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の監査を効果的に行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(4) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長することで投資家に報いていくことを第一としておりますが、当面は成長戦略投資に向けた内部留保を優先し、時期を検討しながらも営業基盤・財務基盤を強固なものにすることによって市場の平均的な配当性向を目指すことを基本方針としております。

2026年5月31日を基準日とする期末配当については、第1号議案 剰余金の処分の件にて、当期業績及び事業展開等を踏まえ、1株当たり20円00銭とする案をお諮りします。

また、当社は、毎事業年度における配当の回数については当面年1回とすることを基本方針としておりますが、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当は5月31日を、中間配当は11月30日をそれぞれ基準日として、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業拡大の実現に向け有効活用してまいります。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,189,851	流 動 負 債	7,308,842
現 金 及 び 預 金	636,294	買 掛 金	30,190
売 掛 金	193,167	短 期 借 入 金	6,715,984
買 取 債 権	8,746,405	1年内返済予定の長期借入金	368,406
リース債権及びリース投資資産	71,560	リ ー ス 債 務	15,350
営 業 貸 付 金	489,603	未 払 金	52,774
そ の 他	90,302	未 払 法 人 税 等	57,354
貸 倒 引 当 金	△37,481	未 払 消 費 税 等	18,338
固 定 資 産	428,461	賞 与 引 当 金	7,849
有 形 固 定 資 産	275,556	役 員 賞 与 引 当 金	12,000
建 物 及 び 構 築 物	40,806	そ の 他	30,595
工 具、器 具 及 び 備 品	13,373	固 定 負 債	966,431
車 両 運 搬 具	7,708	転換社債型新株予約権付社債	162,500
土 地	213,668	長 期 借 入 金	762,050
無 形 固 定 資 産	5,683	リ ー ス 債 務	6,352
の れ ん	3,990	資 産 除 去 債 務	19,529
ソ フ ト ウ エ ア	1,693	そ の 他	16,000
投資その他の資産	147,221	負 債 合 計	8,275,273
投 資 有 価 証 券	30,000	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	24,982	株 主 資 本	2,343,908
そ の 他	95,210	資 本 金	494,795
貸 倒 引 当 金	△2,972	資 本 剰 余 金	464,795
繰 延 資 産	5,913	利 益 剰 余 金	1,384,318
新 株 予 約 権 発 行 費	3,931	新 株 予 約 権	5,045
社 債 発 行 費	1,981	純 資 産 合 計	2,348,953
資 産 合 計	10,624,227	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,624,227

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,624,119
売上原価		750,463
売上総利益		873,655
販売費及び一般管理費		601,305
営業利益		272,349
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,218	
保険解約返戻金	34,124	
雑収入	1,994	40,336
営業外費用		
繰延資産償却	1,971	
雑損失	27	1,999
経常利益		310,687
税金等調整前当期純利益		310,687
法人税、住民税及び事業税	93,100	
法人税等調整額	△4,302	88,797
当期純利益		221,889
親会社株主に帰属する当期純利益		221,889

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当 期 首 残 高	471,315	441,315	1,207,788	2,120,418
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	23,480	23,480		46,960
剰 余 金 の 配 当			△45,360	△45,360
親会社株主に帰属 する当期純利益			221,889	221,889
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	23,480	23,480	176,529	223,489
当 期 末 残 高	494,795	464,795	1,384,318	2,343,908

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	—	2,120,418
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		46,960
剰 余 金 の 配 当		△45,360
親会社株主に帰属 する当期純利益		221,889
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,045	5,045
当 期 変 動 額 合 計	5,045	228,535
当 期 末 残 高	5,045	2,348,953

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

2 社

連結子会社の名称

株式会社D & Mパートナーズ

株式会社D & Mキャリア

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、債務者の財政状態、経営成績、資金繰り及び債権の買取月数等を踏まえ債権を区分し、一般債権については貸倒実績率に将来見込み等必要な修正を加えて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① F & I サービス

F & I サービスにおいては、医療機関・介護事業者等に対して診療・介護報酬債権等買取サービスと各種動産のリースサービスを提供しております。診療・介護報酬債権等買取サービスは、顧客から診療・介護報酬債権等の債権を買取り、顧客から受領する手数料を発生主義により認識しており、買取手数料につきましては償却原価法により収益を計上しております。各種動産のリースサービス取引に係る収益に関しては、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② C & B r サービス

C & B r サービスにおいては、当社が診療・介護報酬債権等買取を行っている顧客に対しコンサルティングサービスを提供し、当該顧客の物販ニーズにより商品販売を行っております。コンサルティングサービスは成果報酬型サービスと経営改善サポートサービスに分かれており、成果報酬型サービスは顧客にサービスの提供が完了した時点で顧客がサービスに対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。経営改善サポート型サービスはランニング契約となり、当該履行義務について時の経過によって充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。商品販売は顧客が商品を検収した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③ H R & O S サービス

H R & O S サービスにおいては、医療・介護事業者に対する人材紹介事業、人材派遣業、アウトソーシングの受託事業を行っております。人材紹介事業は、主に医療や介護の従事者を求める顧客に対して、当該事業者が求めるスキルに合致した候補者（転職希望者）を選定し、紹介するサービスとなります。候補者（転職希望者）の入社に対する成果報酬型のサービスを提供するものであり、入社した時点で顧客がサービスに対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、契約上、返金義務がある場合は、過去の返金実績より返金額を見積り返金負債とし、取引価格からその金額を控除し、収益を測定することとしております。人材派遣事業は派遣先会社等との間で締結する労働者派遣基本契約に基づく労働者派遣サービスの提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は派遣人員の労働力の提供に応じて充足されることから、派遣期間における稼働（労働）時間の実績により収益を認識しております。アウトソーシングの受託事業は、経理や労務管理業務領域として、アウトソーシングの受託サービスを行っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費…2年間の定額法により償却しております。

社債発行費…社債償還期間にわたり均等償却しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(会計上の見積り関係)

重要な会計上の見積りに関する注記

投資有価証券（非上場株式）の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 30,000千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社が保有する非上場株式は、市場価格が存在しないことから取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当該株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮したうえで減損処理の要否を検討しております。実質価額の算定及び回復可能性の判断にあたっては、発行会社の純資産額、事業計画及び将来の収益見込み等を基礎としております。これらの仮定に変動が生じた場合には、翌連結会計年度以降に投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	32,726千円
建物及び構築物	8,131千円
工具、器具及び備品	20,745千円
車両運搬具	3,848千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社が担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりとなります。

買取債権	7,200,095千円
土地	213,668千円
合計	7,413,764千円

短期借入金	4,890,358千円
1年内返済予定の長期借入金	109,796千円
長期借入金	337,305千円
合計	5,337,459千円

3. 買取債権には将来債権が含まれており、当該将来債権額は、下記のとおりであります。

買取債権に含まれる将来債権額 4,997,254千円

4. 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	7,751,000千円
借入実行残高	6,311,778千円
差引額	1,439,221千円

5. 流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は下記のとおりであります。

契約負債 66千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,317,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月26日 定時株主総会	普通株式	45,360	20	2025年5月31日	2025年8月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	46,340	20	2026年5月31日	2026年8月31日

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

ストックオプションとしての新株予約権

普通株式 16,000株

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権
普通株式 125,000株

第三者割当による第6回、第7回新株予約権
普通株式 350,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、診療・介護報酬債権等買取事業を営んでおり、債権買取計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である買取債権、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後19年10ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、そのビジネスモデル毎に、信用リスクの所在とその大きさを把握し、必要に応じて適切な対応を行っております。営業本部は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち23.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 営業貸付金	489,603		
貸倒引当金 ※2	△1,468		
	488,134	437,367	△50,767
資産計	488,134	437,367	△50,767
(1) 長期借入金 ※3	1,130,456	1,130,456	—
負債計	1,130,456	1,130,456	—

※1 「現金及び預金」「買取債権」「短期借入金」については、現金であること、及び大部分が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※3 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※4 市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の開示対象には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	30,000千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 営業貸付金	—	437,367	—	437,367
資産計	—	437,367	—	437,367
(1) 長期借入金	—	1,130,456	—	1,130,456
負債計	—	1,130,456	—	1,130,456

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に関するインプットの説明

営業貸付金

営業貸付金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっており、それ以外の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	医療機関等に対する経営サポート事業			
	F & I サービス	C & B r サービス	HR & OS サービス	計
顧客との契約から生じる収益	—	480,490千円	395,857千円	876,347千円
その他の収益	747,772千円	—	—	747,772千円
外部顧客への売上高	747,772千円	480,490千円	395,857千円	1,624,119千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 2.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	146,956千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	193,167千円
契約負債 (期首残高)	66千円
契約負債 (期末残高)	66千円

(注) 1. 契約負債は、サービスの提供等について顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	1,011円61銭
1 株当たり当期純利益	97円18銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,976,314	流 動 負 債	7,234,779
現 金 及 び 預 金	549,067	買 掛 金	28,640
売 掛 金	149,846	短 期 借 入 金	6,715,984
買 取 債 権	8,744,486	1年内返済予定の長期借入金	361,700
営 業 貸 付 金	489,603	未 払 金	35,218
前 払 費 用	53,233	未 払 法 人 税 等	43,409
そ の 他	26,511	未 払 消 費 税 等	10,676
貸 倒 引 当 金	△36,433	賞 与 引 当 金	7,849
固 定 資 産	579,905	役 員 賞 与 引 当 金	12,000
有 形 固 定 資 産	260,020	そ の 他	19,301
建 物	26,713	固 定 負 債	1,054,679
工 具、器 具 及 び 備 品	11,930	転換社債型新株予約権付社債	162,500
車 両 運 搬 具	7,708	長 期 借 入 金	758,550
土 地	213,668	関 係 会 社 長 期 借 入 金	105,000
無 形 固 定 資 産	101	資 産 除 去 債 務	12,629
ソ フ ト ウ エ ア	101	そ の 他	16,000
投 資 そ の 他 の 資 産	319,783	負 債 合 計	8,289,458
投 資 有 価 証 券	30,000	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	176,000	株 主 資 本	2,267,631
出 資 金	10,600	資 本 金	494,795
長 期 前 払 費 用	29,917	資 本 剰 余 金	464,795
繰 延 税 金 資 産	22,478	資 本 準 備 金	464,795
そ の 他	53,759	利 益 剰 余 金	1,308,041
貸 倒 引 当 金	△2,972	利 益 準 備 金	1,868
繰 延 資 産	5,913	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,306,173
新 株 予 約 権 発 行 費	3,931	繰 越 利 益 剰 余 金	1,306,173
社 債 発 行 費	1,981	新 株 予 約 権	5,045
資 産 合 計	10,562,134	純 資 産 合 計	2,272,676
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,562,134

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,281,786
売 上 原 価		582,631
売 上 総 利 益		699,155
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		485,299
営 業 利 益		213,855
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,801	
保 険 解 約 返 戻 金	34,124	
雑 収 入	2,195	40,121
営 業 外 費 用		
繰 延 資 産 償 却	1,971	
雑 損 失	18	1,989
経 常 利 益		251,987
税 引 前 当 期 純 利 益		251,987
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,040	
法 人 税 等 調 整 額	△3,215	71,825
当 期 純 利 益		180,162

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	471,315	441,315	441,315
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	23,480	23,480	23,480
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	23,480	23,480	23,480
当 期 末 残 高	494,795	464,795	464,795

	株 主 資 本				新株予約権	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計		
	利 益 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	1,868	1,171,370	1,173,238	2,085,868	—	2,085,868
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				46,960		46,960
剰 余 金 の 配 当		△45,360	△45,360	△45,360		△45,360
当 期 純 利 益		180,162	180,162	180,162		180,162
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					5,045	5,045
当期変動額合計	—	134,802	134,802	181,762	5,045	186,807
当 期 末 残 高	1,868	1,306,173	1,308,041	2,267,631	5,045	2,272,676

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

車両運搬具 2～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、債務者の財政状態、経営成績、資金繰り及び債権の買取月数等を踏まえ債権を区分し、一般債権については貸倒実績率に将来見込み等必要な修正を加えて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) F & I サービス

F & I サービスは、医療機関・介護事業者等に診療・介護報酬債権等買取サービスを提供しております。顧客から診療・介護報酬債権等の債権を買い取り、顧客から受領する手数料を発生主義により認識し、買取手数料につきましては、償却原価法により収益を計上しております。

(2) C & B r サービス

C & B r サービスにおいては、当社が診療・介護報酬債権等買取を行っている顧客に対しコンサルティングサービスを提供し、当該顧客の物販ニーズにより商品販売を行っております。コンサルティングサービスは成果報酬型サービスと経営改善サポート型サービスに分かれており、成果報酬型サービスは顧客にサービスの提供が完了した時点で顧客がサービスに対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。経営改善サポート型サービスはランニング契約となり、当該履行義務について時の経過によって充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。商品販売は顧客が商品を検収した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(3) H R & O S サービス

H R & O S サービスにおいては、医療・介護事業者に対するアウトソーシングの受託事業を行っております。アウトソーシングの受託事業は、経理や労務管理業務領域として、アウトソーシングの受託サービスを行っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

新株予約権発行費…2年間の定額法により償却しております。

社債発行費…社債償還期間にわたり均等償却しております。

(会計上の見積り関係)

重要な会計上の見積りに関する注記

投資有価証券（非上場株式）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 30,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社が保有する非上場株式は、市場価格が存在しないことから取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮したうえで減損処理の要否を検討しております。実質価額の算定及び回復可能性の判断にあたっては、発行会社の純資産額、事業計画及び将来の収益見込み等を基礎としております。これらの仮定に変動が生じた場合には、翌事業年度以降に投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	19,835千円
建物	3,414千円
工具、器具及び備品	12,572千円
車両運搬具	3,848千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社が担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりとなります。

買取債権	7,200,095千円
土地	213,668千円
合計	7,413,764千円

短期借入金	4,890,358千円
1年内返済予定の長期借入金	109,796千円
長期借入金	337,305千円
合計	5,337,459千円

3. 買取債権には将来債権部分が含まれており、当該将来債権額は、下記のとおりであります。

買取債権に含まれる将来債権額	4,997,254千円
----------------	-------------

4. 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	7,751,000千円
借入実行残高	6,311,778千円
差引額	1,439,221千円

5. 下記の会社の金融機関等からの借入金及びリース債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(株)D&Mパートナーズ	33,118千円
--------------	----------

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業取引以外による取引高 598千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,482千円

未払賞与 4,743 //

資産除去債務 3,974 //

貸倒引当金 12,401 //

その他 1,370 //

繰延税金資産合計 25,972 //

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用 3,494千円

繰延税金負債合計 3,494 //

繰延税金資産の純額 22,478 //

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に関する事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	978円69銭
1株当たり当期純利益	78円91銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

株式会社D & Mカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社D & Mカンパニーの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D & Mカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

株式会社D & Mカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社D & Mカンパニーの2025年6月1日から2026年5月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月24日

株式会社D&Mカンパニー 監査役会

常勤 社外監査役 喜 田 仁 志 印

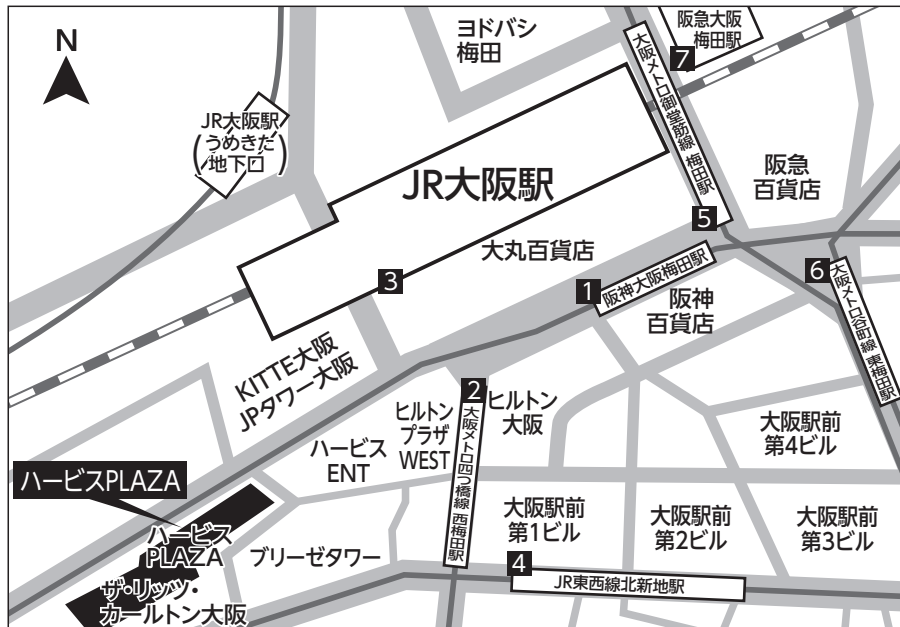
社外監査役 田 川 裕 一 印

社外監査役 寺 田 明日香 印

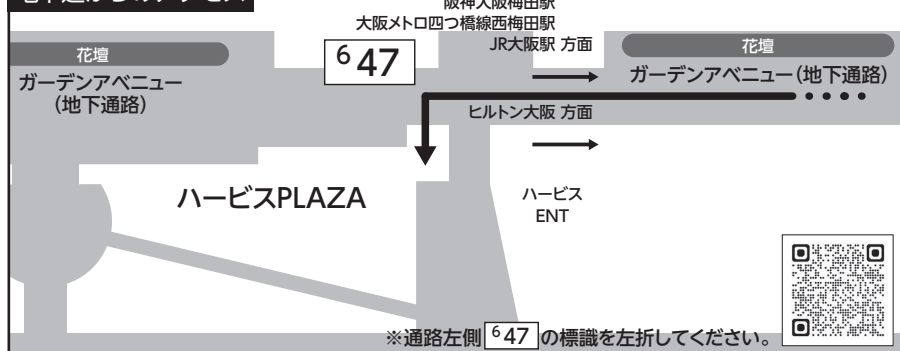
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区梅田2-5-25 5階 ハービスPLAZA 貸会議室



地下道からのアクセス



交通のご案内

- 1 阪神大阪梅田駅 (西口) より徒歩6分
- 2 Osaka Metro四つ橋線 西梅田駅 (北改札) より徒歩6分
- 3 JR大阪駅 (桜橋口) より徒歩7分
- 4 JR東西線北新地駅 (西改札) より徒歩10分
- 5 Osaka Metro御堂筋線 梅田駅 (南改札) より徒歩10分
- 6 Osaka Metro谷町線 東梅田駅 (北改札) より徒歩10分
- 7 阪急大阪梅田駅 より徒歩15分

お願い

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場内は禁煙ですのでご了承ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。